

## 提出していただいた意見とそれに対する県の考え方

## 【計画の推進に関するもの】（9件）

NO.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>県の消費者行政における財源見通しについて触れる必要があるのではないか。</p> <p>財源確保が難しい中で複雑化する消費者問題に対処するための政策を進めているという共通の現状認識が必要と思う。</p>	<p>将来の社会経済情勢が見通せないことから、財源見通しに触れることは困難ですが、こうした中でも着実に消費者行政の推進に努めてまいります。</p>
2	<p>滋賀県野洲市が実施している訪問販売業者の届け出制度は、画期的で牽制機能も高いと思うので、県レベルでの実施を検討する価値はあると思う。</p>	<p>いただいた御意見は、消費者の被害防止に向けた取組を検討する上で、参考とさせていただきます。</p>
3	<p>評価指標①の「消費者安全確保地域協議会の設置率」について、「設置率」ではなく、設置市の「数」にした方が分かりやすいのではないか。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、評価指標①を「設置市数」としました。</p>
4	<p>消費者安全確保地域協議会の設置について、関係部署等との連携が重要である。市町での部局間連携を円滑にするためにも、県で部局間連携の仕組みづくりと市町での連携の進め方を具体的にすることが有効と考える。</p>	<p>市町のみならず県においても、関係部局との連携を図るとともに、市町に対する部局間連携に向けた支援を行ってまいります。</p>
5	<p>市町相談員の相談対応力の向上のために、県相談員（又は専任の指導育成担当職員）を配置し先進的な都道府県で学習させるなど、市町相談員の育成の責任者となる専門職員の配置が効果的であると考える。</p>	<p>県消費生活相談員による巡回訪問や、県と市町との間の専用電話による対応を通じて、実践的な助言を行い、市町の消費生活相談員の育成に努めています。今後も、市町相談員に対し適切な指導が図れるよう、引き続き県相談員の資質向上に努めます。</p>
6	<p>リーダー育成のためには、自主自立の消費者団体を育成することが必要。</p> <p>地域におけるリーダーは、独居高齢者等を訪問し注意喚起する人のイメージで記述されている。市町の中で受持ち区域（受持ち高齢者）を持ち活動する組織として、全体像の組立てや見守り体制を具体的なものにすることが必要。</p>	<p>「まなべる」等を活用した学習支援や情報提供により、引き続き、消費者団体の育成に努めてまいります。</p> <p>市町に対し、先進事例等の情報を提供するなど、必要な支援を行ってまいります。</p>
7	<p>高齢者等の被害防止のための情報発信チャンネルとして、市町の「ゴミ収集カレンダー」を利用した広報が有効と考える。各市町カレンダーに、消費者被害防止の情報を掲載していただきたい。</p>	<p>いただいた御意見は、消費者の被害防止に向けた情報発信の方法の一つとして、市町に情報提供させていただきます。</p>

NO.	意見の内容	意見に対する県の考え方
8	小・中学校における消費者教育は、身近にある教育課題と思う。教育委員会等との連携の目標を「消費者教育を授業として実施すること」としていただきたい。	小・中学校における消費者教育は、学習指導要領に基づき、既に授業で実施されています。 本計画においても、教育委員会等と連携して、若年者に向けた消費者教育を支援してまいります。
9	消費者のリーダーの位置づけ・役割、実際の活動の記述が曖昧に感じる。  自立の支援を担う人材育成のためには、自立した消費者団体の育成と活性化、人材育成に係る業務の委託が有効と考える。	いただいた御意見を踏まえ、消費者リーダーの用語解説の記述を修正するとともに、「地域における消費者教育の担い手としての活用」を追記しました。  いただいた御意見は、消費者施策の推進に向けた取組を検討する上で、参考とさせていただきます。

【パブリック・コメント等に関するもの】（11件）

NO.	意見の内容	意見に対する県の考え方
10	期間中に県内では豪雨災害が発生、資料参照・意見作成もままならない県民も多く、今回の意見募集の回答も再提示の上での再意見募集、あるいは当意見募集の期間延長を御検討いただきたい。	本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。
11	行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例があるはず。「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示すること。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（7月15日の山口新聞）により、広報に努めました。 県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。 〈No. 12～No. 16 同様〉
12	今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、県のホームページでは無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載したか、記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示されたい。	パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告（7月15日の山口新聞）により、広報に努めました。 県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。 限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討してまいります。 〈No. 12～No. 16 同様〉

NO.	意見の内容	意見に対する県の考え方
13	意見募集期間中の8月発行の県広報紙にパブリック・コメントの記述は全くなかった。具体的案件は〆切等の関係で記載出来ないとしても、「県民意見募集をしている場合がありますので県ホームページを御確認願います」と言った一般的広報は可能なはずであり、県広報にこのような文面を掲載しないのは「意見募集に消極的」としか思えない。県広報には、常時パブリック・コメント/県民意見募集の一般的広報を掲載してほしい。パブリック・コメント/県民意見募集の一般的広報の掲載が無い理由を明示願う。	〈No. 12 と同様〉
14	山口新聞 7/15 に新聞の下5段程度掲載でパブリック・コメント 14 件の記述があったが、1 件での小さい新聞広報より、「山口県広報」の大きい広報内の記載の方が県民の目に留まる可能性も高まると思われる。意見募集期間内の「山口県からのお知らせ 山口県広報」には、常時「パブリック・コメント/県民意見公募」実施中の広報実施をお願いする。	
15	パブリック・コメントの期間が1ヶ月の間である一方、県広報紙は隔月或いは3ヶ月の間隔(5月発行の次が8月発行)となっている。県の施策広報の為には最低各月発行が必要な県広報紙を、隔月(以上の間隔)での発行としている理由を明示願う。	
16	これまでの「パブリック・コメント/県民意見募集」の広報についての意見に対する回答内容や、意見送付県民数・意見数から、当「県民意見の募集」の広報は十分になされたと考えているか。十分か不十分かの判断を明らかにされたい。	
17	パブリック・コメントが同一期間に14件と極端な案件集中となっている。県行政として「意見募集の集中」について対応を取っているのか、取っていないならばその理由を、取っているのであればなぜ今回14件の集中が発生したのか明示願う。	総合計画である維新プランの策定に併せて、関連する各部局の施策別計画も改定しているところであり、6月県議会における素案の審議を経て直ちにパブリック・コメントを開始したことから、結果として時期が集中したところです。
18	県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家、或いは市町自治体からの直接の意見聞き取り等を実施すべきである。	本計画の改定に際しては、公募委員や関係者・専門家からなる山口県消費生活審議会の開催、市町に対する意見照会、消費者団体との意見交換等を行い、幅広い意見聴取に努めました。

NO.	意見の内容	意見に対する県の考え方
19	<p>年次把握がし易いように、年代は元号・西暦を併記すべき。今後を考えると、西暦のみ表記に統一すべきではないか。</p>	<p>本計画の改定時点では新元号が決定していないことから、過去の取組については西暦・和暦を併記し、今後の取組については西暦のみの記載としています。</p>
20	<p>本文中の語句解説はありがたい。  解説語句の精査（解説用語が多くなる様ならば巻末への「語句解説」の章の追加）を御願います。  また、パブリックコメント（県民意見募集）への「語句解説」記載を一般化願います。</p>	<p>いただいた御意見を踏まえ、解説語句の精査を行うとともに、本文中下欄に、専門用語等に関する語句解説を追加しました。  なお、他の計画における対応についても、頂いた御意見を共有させていただきます。</p>